医療上必要があると認められない
患者さんの都合による
「精子凍結保存・融解」の選定療養費について

当院では、医療上の必要性が認められず患者さん自身のご都合により精子の凍結及び融解を行う場合は、通常の診療費とは別に、下記のとおり「選定療養費」として費用をご負担いただきます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■ 選定療養費（全額自己負担）

精子凍結保存・融解（1 回につき）

11,000円（消費税込み）

◎患者さん自身のご都合の例としては、出張等で採卵当日に採精できない場合などが該当します。